

Q：外国の武力から日本を守るためには憲法改正が必要では？

A：改憲すると、アメリカや国連からの戦争への派兵要請を断る法的根拠がなくなります。平和憲法は、戦争をしたい権力者の暴走から国民を守っているのです。また国連憲章に定める「敵国条項」※1により、改憲すると外国からの武力行使が正当化されます。

※1 枢軸国である日本が再度侵略行為を行う兆しを見せた場合に、軍事的制裁が可能と定めた国連憲章の条項

自民党改憲草案(<https://constitution.jimin.jp/document/draft/>)を解説します。

前文

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する

主権剥奪

戦争推進

上記部分を全削除

第9条

陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない

戦争推進

国防軍を保持する

第12条

国民は公共の福祉のために自由及び権利を利用する責任を負ふ

国家優先

国民の自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、公益及び公の秩序に反しない

第13条

国民は個人として、公共の福祉に反しない限り最大の尊重を必要とする

国家優先

国民は人として、公益及び公の秩序に反しない限り最大限に尊重される

第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない

管理社会

何人も、社会的または経済的関係において身体を拘束されない

人権侵害

第21条

一切の表現の自由を保障する

国家優先

公益及び公の秩序を害する目的の結社は認められない

人権侵害

第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、**絶対にこれを禁ずる**

管理社会

公務員による拷問及び残虐な刑罰は禁止する

人権侵害

新設

第64条の2

政党の政治活動の自由は、保障する

人権侵害

政党に所属しない個人の政治活動が不可能に

管理社会

新設

第83条の2

財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない

国家優先

大增税が合憲に

人権侵害

第94条

地方公共団体は、**その財産を管理し、**事務を処理し、及び**行政を執行する**機能を有し

国家優先

地方公共団体は、事務を処理する機能を有し

地方公共団体の権限を剥奪

最高法規 第97条

この憲法が日本国民に保証する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである

全文削除

第99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し養護する義務を負ふ

国家主権

第102条

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない

管理社会

憲法は国民の権利・自由を守るために国家権力を縛るものです

緊急事態条項など、国民主権を剥奪し、国家優先へ導く**独裁政治**を阻止しよう



左の自民党の本音動画で、「国民主権、基本的人権、平和主義、この3つを無くさなければならない」とあるとおり、これらを削除することが自民党のやりたいことなのです。今すぐ抗議の電話を！国民投票では必ず反対を！